

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	利用団体の認定
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	美郷町立学校施設の開放に関する規則第 6 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町立学校施設の開放に関する規則第 6 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町立学校施設の開放に関する規則 （利用団体の認定） 第 6 条 利用団体は、あらかじめ教育委員会に利用団体認定申請書（様式第 1 号）を提出し、利用団体認定証（様式第 2 号）の交付を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	利用の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	美郷町立学校施設の開放に関する規則第 7 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町立学校施設の開放に関する規則第 7 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町立学校施設の開放に関する規則 （利用の申請及び許可） 第 7 条 利用団体が開放施設を利用しようとするときは、利用しようとする 7 日前 までに開放施設利用申請書（様式第 3 号）を提出し、開放施設利用許可証（様式 第 4 号）の交付を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項に規定する開放施設利用許可証を交付しようとする場合は、 当該開放校の校長の意見を徴しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	利用しようとする 7 日前までに申請（7-1）
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日